

扶養手当・児童手当年齢区分表

(令和7年度用)

生年月日	年齢	満16歳年度当初	満22歳年度末	扶養手当	児童手当
10.4.2～11.4.1	27	平成26年4月～	令和 3年3月(2021)	支給 対象外	支給対象外
11.4.2～12.4.1	26	平成27年4月～	令和 4年3月(2022)		
12.4.2～13.4.1	25	平成28年4月～	令和 5年3月(2023)		
13.4.2～14.4.1	24	平成29年4月～	令和 6年3月(2024)		
14.4.2～15.4.1	23	平成30年4月～	令和 7年3月(2025)		
15.4.2～16.4.1	22	平成31年4月～	令和 8年3月(2026)	特定年齢 加算	支給対象外*
16.4.2～17.4.1	21	令和 2年4月～	令和 9年3月(2027)		
17.4.2～18.4.1	20	令和 3年4月～	令和10年3月(2028)		
18.4.2～19.4.1	19	令和 4年4月～	令和11年3月(2029)		
19.4.2～20.4.1	18	令和 5年4月～	令和12年3月(2030)		
20.4.2～21.4.1	17	令和 6年4月～	令和13年3月(2031)		
21.4.2～22.4.1	16	令和 7年4月～	令和14年3月(2032)		
22.4.2～23.4.1	15	令和 8年4月～	令和15年3月(2033)	義務教育 修了前	3歳以上 18歳に達する 日以後の最初 の年度末までの 児童
23.4.2～24.4.1	14	令和 9年4月～	令和16年3月(2034)		
24.4.2～25.4.1	13	令和10年4月～	令和17年3月(2035)		
25.4.2～26.4.1	12	令和11年4月～	令和18年3月(2036)		
26.4.2～27.4.1	11	令和12年4月～	令和19年3月(2037)		
27.4.2～28.4.1	10	令和13年4月～	令和20年3月(2038)		
28.4.2～29.4.1	9	令和14年4月～	令和21年3月(2039)		
29.4.2～30.4.1	8	令和15年4月～	令和22年3月(2040)		
30.4.2～31.4.1	7	令和16年4月～	令和23年3月(2041)		
31.4.2～R2.4.1	6	令和17年4月～	令和24年3月(2042)		
R2.4.2～R3.4.1	5	令和18年4月～	令和25年3月(2043)		
R3.4.2～R4.4.1	4	令和19年4月～	令和26年3月(2044)		
R4.4.2～R5.4.1	3	令和20年4月～	令和27年3月(2045)		
R5.4.2～R6.4.1	2	令和21年4月～	令和28年3月(2046)		
R6.4.2～R7.4.1	1	令和22年4月～	令和29年3月(2047)		
R7.4.2～R8.4.1	0	令和23年4月～	令和30年3月(2048)		

*第1子、第2子、第3子以降については、誕生日の早い者から順に第1子、第2子、第3子と数えます。児童手当の支給対象となる児童は18歳になった日以後最初の3月31日までの間にあ
る子ですが、第〇子のカウントには一定の要件を満たす22歳になった日以後最初の3月31日ま
での間にある子も含むことができます。

※年齢は、令和7年度における誕生日以後の満年齢を表します。

※網掛け部分は、支給対象外です。